

「ストック・オプション等に関する会計基準」検討状況

会計基準案の概要

用語

「自社株式」 「自社の株式」

cf. 「自己株式」、「自社株式オプション」については、従来どおり。

「公開会社」、「未公開会社」 「公開企業」、「未公開企業」

「ボラティリティ」 「株価変動性」

第 87 回企業会計
基準委員会審議
資料と同じ

用語の定義

1. 「対象勤務期間」

対象勤務期間が明示されている場合であっても、権利確定日（や権利行使期間開始日）の定めからみてその期間が合理的でない場合には、合理的と思われる権利確定日等までの期間に対応させて会計処理を行うべきとの議論があり、その趣旨を定義に反映した。

〔公開草案〕「対象勤務期間」とは、ストック・オプションと報酬関係にあるサービスの提供期間をいう。対象勤務期間が明らかではない場合には、付与日から権利確定日までの期間を対象勤務期間とみなす。

〔改訂案〕「対象勤務期間」とは、ストック・オプションと報酬関係にあるサービスの提供期間をいい、付与日から権利確定日までの期間を指す。

2. 「権利の確定」(定義をおいた)

〔公開草案〕...ストック・オプションには、その権利の確定につき条件が付されているものが多い。...

〔改訂案〕...ストック・オプションには、行使により対象となる株式を取得することができるというストック・オプション本来の権利を獲得すること(以下、「権利の確定」という。)につき、条件が付されているものが多い。...

3. 「公開企業」

〔公開草案〕「公開会社」とは、株式を証券取引所に上場している会社又はその株式が組織された店頭市場において継続的に取引されている会社をいう。「未公開会社」とは、公開会社以外の会社をいう。

〔改訂案〕「公開企業」とは、株式を証券取引所に上場している企業又はその株式が組織された店頭市場に登録されている企業をいう。「未公開企業」とは、公開企業以外の企業をいう。組織された店頭市場とは、株価を公表するシステムが存在する店頭市場をいう。本号にいう証券取引所及び店頭市場には、海外のものを含む。

適用範囲

- 「ストック・オプション」()を付与する取引
 - 「自社株式オプション」を対価として付与する取引(を除く)
 - 「自社の株式」を対価として交付する取引
- ストック・オプションとは、企業がその従業員等に報酬として付与する自社株式オプションをいう。

【適用指針】親会社株式オプションを子会社従業員等に付与する場合の取扱い

(適用範囲外の取引例)

- ・ 自社株式オプション又は自社の株式を用いない取引
- ・ 付与した自社株式オプション又は交付した自社の株式が、財貨又はサービス取得の対価にあたらない場合
- ・ いわゆるデット・エクイティ・スワップ取引
- ・ 取得するものが事業である場合
- ・ いわゆる従業員持株制度において自社の株式購入に関し奨励金を支出する取引
- ・ 敵対的買収防止策として付与される自社株式オプション

ストック・オプションに関する会計処理

➤ 権利確定日以前の会計処理

ストック・オプションを付与した場合

- 従業員等からのサービスの取得に応じ、費用として会計処理する。

- 対応する金額は、ストック・オプションの権利行使又は失効までの間、新株予約権として、貸借対照表の純資産の部に計上する。

各報告期間の費用処理額

「ストック・オプションの公正な評価額」()を、対象勤務期間(付与日から権利確定日までの期間)を基礎とする方法その他の合理的な方法に基づき配分して算定する。

【適用指針】対象勤務期間の判定方法

ストック・オプションの公正な評価額

$$= \text{ストック・オプションの公正な評価単価} (1) \\ \times \text{ストック・オプション数} (2)$$

1 スtock・オプションの公正な評価単価

- 付与日現在で算定(その後は見直さず)
- 評価技法(株式オプション価格算定モデル等)の利用により見積る。

付与するストック・オプションの特性や条件等を適切に反映するよう調整を加える。

【適用指針】評価技法を用いた公正な評価単価の算定方法

２ スtock・オプション数

- 付与日から権利確定日の直前まで
 - ・ スtock・オプション数（見積数）
 - = 付与数 - 権利不確定による失効数（見積数）
 - ・ 権利不確定による失効の見積数に重要な変動が生じた場合の取扱い
見直し後のストック・オプション数に基づくストック・オプションの公正な評価額に基づき、当該報告期間までに費用として処理すべき額を算定し直し、その影響額を変動が生じた期に損益として会計処理する。
- 権利確定日
 - ストック・オプション数（見積数）を、権利確定数に一致させ、この修正による影響額は、権利確定日に損益として会計処理する。

➤ 権利確定日より後の会計処理

権利行使の場合

権利行使に対応する部分は、株主資本に振り替える。

権利不行使による失効の場合

失効に対応する部分は、原則として、当該失効が生じた期に利益として会計処理する。 **【適用指針】新株予約権戻入益の表示区分**

➤ 未公開企業の取扱い

ストック・オプションの「公正な評価単価」に代え、「単位当たりの本源的価値」の見積り（＝自社の株式の評価額 - 行使価格）による算定を認める。

単位当たりの本源的価値による場合の取扱い

- 財務諸表本体
 - 付与日現在で、単位当たりの本源的価値を見積り、その後は見直さない。
- 注記による開示
 - 当該ストック・オプションに係る、次の金額を注記により開示する。
 - ・ 各期末における本源的価値の合計額
 - ・ 各報告期間中に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
- 「公正な評価単価」を「単位当たりの本源的価値」と読み替えて本会計基準を適用する。

➤ **条件変更の会計処理**

1) **ストック・オプションの公正な評価単価を変動させる条件変更**

A 付与日におけるストック・オプションの公正な評価単価

B 条件変更日におけるストック・オプションの公正な評価単価

○ A < Bの場合

条件変更日以後も、Aに基づくストック・オプションの公正な評価額の配分を継続することに加え、条件変更日におけるストック・オプションの公正な評価単価(B)が、付与日における公正な評価単価(A)より増加した部分(B-A)に見合う、ストック・オプションの公正な評価額の増加額につき、以後追加的な配分計算を行う。

○ A ≧ Bの場合

条件変更日以後も、Aに基づくストック・オプションの公正な評価額を配分する計算を継続する。

2) ストック・オプションの見積数を変動させる条件変更

ストック・オプション数を見直し、影響額を残存期間にわたり調整

3) 合理的な費用の配分期間を変動させる条件変更

以後、新たな配分期間にわたって、合理的な配分を行う

自社株式オプションを対価とする取引

○ ストック・オプションに関する会計処理を適用する。

ただし、次の点に留意する。

- ・ 取得した財貨又はサービスを資産として計上する場合がある。
- ・ 自社株式オプションの公正な評価額もしくは取得した財貨又はサービスの公正な評価額のうち、いずれかより信頼性をもって測定できる方で算定する。
- ・ 自社株式オプションの公正な評価単価の算定に関し、市場価格が観察できる場合にはこれによる。

自社の株式を対価とする取引

審議事項（３） - １

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

取得した財貨又はサービスを財務諸表上で認識し、対応額を株主資本として計上する。

自社の株式の契約日における公正な評価額もしくは取得した財貨又はサービスの公正な評価額のうち、いずれかより信頼性をもって測定できる方で算定する。

開示項目

本会計基準の適用による財務諸表への影響額

各報告期間において存在したストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

公正な評価単価の見積方法

権利確定数の見積方法

本源的価値による測定を適用した場合

当該ストック・オプションに係る、次の金額

・各期末における本源的価値の合計額

- ・各報告期間中に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

条件変更等の状況

付与した自社株式オプション又は交付した自社の株式に対価性がない場合、その旨及びそのように判断した根拠

適用時期等

- ・ 会社法の施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプション及び交付される自社の株式につき適用される。
- ・ ただし、開示項目の に関してのみ、会社法の施行日より前に付与されたストック・オプションであっても、会社法の施行日以後に存在するものについて適用される。

- ・ 本会計基準の適用開始時期より前に付与され、適用開始時期以後に条件変更したストック・オプションに関しては、ストック・オプションの条件変更日における公正な評価単価が、付与日における公正な評価単価を上回った部分につき、条件変更日以後、本会計基準を適用して会計処理を行う。

適用指針案の概要

用語の定義（株式オプション価格算定モデル）

離散時間型モデル

将来の確率的な株価の変動が離散した一定間隔の時点において生じると仮定する方法（二項モデル等）

連続時間型モデル

将来の確率的な株価の変動が、常時連続的に生じると仮定する方法（ブラック＝ショールズ式等）

親会社が、自社株式オプションを、子会社の従業員等に付与する場合

親会社の個別財務諸表における取扱い

自社株式オプション付与の結果、これに対応して、親会社が子会社において享受したサービスの消費を費用（株式報酬費用等）として認識

子会社の個別財務諸表における取扱い

a. 付与した親会社株式オプションが、子会社においても、自社の従業員等に対する報酬として位置付けられている場合

（例．子会社の従業員等に対する当該親会社株式オプションの付与が、子会社の報酬体系に組み入れられている場合）

1) 親会社株式オプション付与と引き換えに従業員等から提供されたサービスの消費を、費用（給料手当等）として認識

2) 同時に、子会社として報酬の負担を免れたことによる利益を計上

b. 付与した親会社株式オプションが、子会社の報酬としては位置づけられていない場合

子会社の個別財務諸表上において、会計処理を要しない

ストック・オプションの公正な評価単価の算定方法

1. 算定技法が満たすべき要件

- a. 理論的に確立された原理を基礎としており、実務で広く適用されていること。
- b. スtock・オプションの失効の見込数（すなわち、権利確定の見込数）に関するものを除き、算定の対象となるストック・オプションの主要な特性を全て反映していること。

ストック・オプションの特性には、次のものがある。

（ただし、 の特性の多くは、ストック・オプションの失効の見込みに関するもの）

株式オプションに共通する特性
 ストック・オプションに共通する特性
 算定対象であるストック・オプションに固有の特性

2．株式オプションに共通する特性の反映

少なくとも次の基礎数値が考慮されていることが必要。

オプションの行使価格	株価の変動性
オプションの満期までの期間	の期間における配当額
算定時点における株価	無リスク利子率

3．ストック・オプションに共通する特性（譲渡禁止特性）の反映

{	連続時間型モデル	「オプションの満期までの期間」に代えて、「算定時点から、平均的に権利行使されると見込まれる時期までの期間(予想残存期間)」を用いる。
	離散時間型モデル	オプションの満期までの期間全体の株価変動を想定した上で、株価が一定以上に上昇した時点で権利行使が行われるなど、従業員等の権利行使等に関する行動パターンを想定。

4．算定技法の変更が認められる場合

原則として次の場合に限られる。

従来のストック・オプションと異なる特性を有するストック・オプションに関して、その特性を反映するために必要な場合。

新たにより優れた算定技法が開発され、これを用いることにより、より信頼性の高い算定が可能となる場合。

5．基礎数値の見積もり

当該企業に係る客観的な過去のデータを基礎とし、個別のケースに応じ合理的に調整。

(1) 株価変動性

1) 考え方

過去の株価実績に基づく予測を基礎としつつ、株価の実績データに異常値が含まれる場合や、事業構造等企業を取り巻く環境が大幅に変化する場合等には合理的な修正を加える。

2) 過去の株価実績に基づき株価変動性を見積る際に、考慮すべき要因

株価データの数量 原則として、算定時点におけるストック・オプションの予想残存期間(連続時間型モデルの場合)又は、満期までの期間(離散時間型モデルの場合)に対応する直近期間の株価データ

価格観察の頻度 一貫した観察頻度と観察時点で価格を観察

将来事象の反映 市場参加者が広く利用できる将来事象が公表されている場合にはこれを反映

異常期間の排除

3) 当該企業の株式オプションの市場価格から逆算される株価変動性

次の要件を満たし算定値に十分な信頼性があると認められる限りこれを参照する。

活発に取引されている市場において形成された価格

ストック・オプションの公正な評価単価の算定日に近い時点で測定

権利行使価格、オプション期間等の類似性

4) 公開後日の浅い企業

少なくとも2年分の日次ないし週次データがあれば、適切に株価変動性を見積ることができるかと推定(反証可能)。

により適切に株価変動性を見積ることができる旨の推定を受けない場合、もしくは、推定を受けても反証された場合、当該企業の類似の株式オプションの市場価格から株価変動性を逆算し、データ不足を補う。

株式オプションの市場価格から株価変動性を逆算することもできない場合には、類似企業の株価変動性の実績を参照してこれを補う。

類似企業のデータを参照せざるを得ない場合には、所属業種、ライフ・サイクルのステージ、企業規模、財務レバレッジ等を考慮し、最も類似性の高い企業を選定(この判定は、その後みだりに変更してはならない)。

(2) スtock・オプションの予想残存期間

次の要因を考慮して見積るが、合理的に見積ることができない場合には、算定時点から権利行使期間の半ばまでの期間と推定

権利確定までの期間

従業員の行動パターン(従業員の年齢、勤続年数、職位等によって、行動パターンに大きな差がある場合には、グループごとに分けてこの要因を考慮)

株価変動性

（3）その他の基礎数値

無リスク利子率 オプション期間に対応する期間の国債の利回り
配当額 基本的には過去の実績に基づいて見積る

ストック・オプションとサービスとの対応関係の認定

1. 対象勤務期間（付与日から権利確定日までの期間）の判定 【審議事項6-2参照】

明示的に勤務条件が付されている場合 権利確定日として定められた日。
勤務条件が付されているとみなされる場合 権利行使期間の開始日の前日
（＝権利行使期間の開始日が明示されており、かつ、それ以前にストック・オプションを付与された従業員等が自己都合で退職した場合に権利行使ができなくなる場合）
条件の達成に要する期間が固定的でない権利確定条件が付されている場合
権利確定日として合理的に見積られた日。

2. 権利確定条件が付されていないか、合理的に見積ることができない場合

権利確定条件が付されていない（付与日にすでに権利が確定している）場合
対象勤務期間はなく、付与日に一時に費用を計上。
権利確定日を合理的に見積ることができない場合（株価条件が付されている場合等）
対象勤務期間はないものとみなす。

3. 複数の権利確定条件が付されている場合

権利確定日を、次の、及びその組み合わせで判定。
いずれか一つを満たせばストック・オプションの権利が確定する場合（OR条件）
最も早期に確定する条件が満たされた日。
全てを満たさなければストック・オプションの権利が確定しない場合（AND条件）
確定に最も長期を要する条件が満たされた日。

4. 段階的に権利行使が可能となるストック・オプション

権利行使期間開始日が異なる毎に別個のストック・オプションとして会計処理を行う（原則）。
ただし、付与された単位でまとめて会計処理を行うことを妨げない。

ストック・オプションが権利不行使により失効した場合の新株予約権戻入益

前期損益修正に該たるものとして、特別利益に該当する。

審議事項（３） - １

（内容は今後の審議により変更される場合があります）

その他（新株予約権の行使に伴い交付した自己株式の会計処理 / 未公開企業の取扱い / 財貨又はサービスの取得の対価として自社株式オプション又は自社株式を用いる場合 / 開示）

以 上